

よくある質問集（宅地建物取引士資格登録申請）

富山県土木部建築住宅課

Q 1 郵送で申請することはできますか？

A 原則は窓口持参ですが、令和2年5月18日現在は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送での申請をお願いしています。なお、申請書の記載に誤りがあった場合又は添付資料に漏れがあった場合、感染防止対策を講じたうえで、県庁舎本館4階建築住宅課にお越しのうえ記載を直接ご修正いただくか、該当資料を再送いただることになりますので、あらかじめご承知おきください。

Q 2 登録実務講習を修了したのですが、登録申請書の認定年月日に記載するのは、登録実務講習修了証の登録実務講習修了年月日と交付年月日のどちらでしょうか。

A 交付年月日をご記載ください。

Q 3 現在、宅地建物取引業者に勤務していないのですが、登録申請書の「業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項」には、どのように書けばよいでしょうか。

A 空欄でご提出ください。

Q 4 資格登録が完了したことは、どのようにわかりますか。

A 資格登録の完了後、登録申請書に記載された住所宛てに、富山県から資格登録通知を発送します（郵便はがき）。

Q 5 宅建試験に合格したのですが、必ず登録申請しなければいけないのでしょうか。

A 宅地建物取引士として業務に従事する予定のない方は、必ずしも登録する必要はありません。

Q 6 宅建試験に合格したのですが、すぐに登録申請しなかった場合、デメリットはありますか。

A 宅建試験に合格した日から1年以内であれば、法定講習を受講せずに宅地建物取引士証の交付を受けられます（1年を経過した場合、宅地建物取引士証の交付に際し、法定講習の受講が必要になります。）。

Q 7 宅建試験に合格したのですが、登録申請に期限はありますか。

A 登録申請に期限はありません。

Q 8 未成年者でも登録申請できますか。

A 未成年の方（婚姻した方を除く。）の登録は、原則できません。ただし、営業に従事するなどのために登録が必要な場合は、営業に関する法定代理人の許可書及び戸籍謄本の追加提出により登録を認める場合があります。詳細は建築住宅課までお問い合わせください。